

令和 8 年 1 月施行 行政書士法改正に伴う業務範囲に関する補足資料 その 2

自動車登録番号票（ナンバープレート）の再発行、再封印及び官公署に提出する行為について

表題の件につきまして、多くの組合員さんよりお問い合わせをいただきました。

日本行政書士会連合会に改めて照会をしたところ以下のような見解をいただきました。

・自動車登録番号票（ナンバープレート）の再発行について

自動車登録番号票（ナンバープレート）の再発行手続きをすべきものは道路運送車両法第 11 条第 2 項各号の通り、自動車の所有者だとされております。

そのため、所有者本人または依頼を受けた行政書士以外が報酬を得て書類作成をすることは行政書士法に抵触する恐れがあると考えられます。

・自動車登録番号票（ナンバープレート）の再封印について

封印は運輸支局からの受託によって行われております。再封印の手続きについては甲種受託者から車体整備事業者（道路運送車両法第 94 条の規定による優良自動車整備事業者・車体整備作業一種・二種）として封印の取り付け作業を委託されている場合や乙種、丙種の権限内で封印を行う際における封印手続書類の作成について行政書士法に抵触することはないと考えられます。

ただし、車両の持ち込みによる再封印については、上記権限に基づく封印ではなく道路運送車両法第 11 条に定められた通り、自動車の所有者が行うべき手続きかと思いますので、本人または依頼を受けた行政書士以外が有償で書類を作成すると行政書士法に抵触する恐れがあると考えられます。

・官公署に提出する行為について

本人または行政書士が作成した書類を官公署に提出する行為（行政書士法第一条の四 1 項 1 号）は、行政書士法第 19 条で制限されておられませんので、行政書士法上の問題ではないと考えられます。